

伊賀市現地決済型ふるさと納税導入に関する Q&A

Q 1 :伊賀市を PR する商品（ご当地キャラクターを印刷した物品等）は、対象商品に含めてよいか。

A 1 : 現地決済型ふるさと納税では対象外となります。

ただし、伊賀市で製造されているものであれば、原則対象となりますが、市の承認が必要です。

Q 2 : 市外でイベントをするが、支払い機能として、現地決済型ふるさと納税を利用してもよいか。

A 2 : 利用不可です。現地決済型ふるさと納税は、伊賀市への観光客等が市内での支払いに利用できるものです。なお、市内でのイベントでは利用可能ですが、事前に対象商品の市の承認が必要です。

Q 3 : 通販での支払い機能として、現地決済型ふるさと納税を利用してもよいか。

A 3 : 利用不可です。現地決済型ふるさと納税は、伊賀市への観光客等が市内での支払いに利用できるものです。

Q 4 : 飲食店は対象となるか。

A 4 : 対象となります。ただし、飲食店は市内で提供するサービス提供商品のみとし、全国や県内で展開されているチェーンストアは対象外となるため、事前に市へご確認ください。

Q 5 : バーやスナックは対象となるか。

A 5 : 制度上は対象となりますが、現在本市で導入している他の電子商品券の利用サービスとの調整を行っているため、利用が可能となりましたら、Q & A を更新しますので、ご確認ください。